鹿児島市	第十管区海上保安本部	〒890―8510	鹿児島市東郡元町４－１
奄美市	奄美海上保安部	〒894―0034	奄美市名瀬入舟町22－１
那覇市	第十一管区海上保安本部	〒900―8547	那覇市港町２－11－１
石垣市	石垣海上保安部	〒907―0013	石垣市浜崎町１－１－８

⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
　受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

13　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記12⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。
　なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

（名称）	（所在地）
人事院北海道事務局	〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014　仙台市青葉区本町３－２－23
人事院関東事務局	〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001　名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513　大阪市福島区福島１－１－60
人事院中国事務局	〒730―0012　広島市中区上八丁堀６－30
人事院四国事務局	〒760―0068　高松市松島町１－17―33
人事院九州事務局	〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２－11－１
人事院沖縄事務所	〒900―0022　那覇市樋川１－15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　受験に際し、身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

平成29年度管理業務主任者試験の実施について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第67条において準用する同令第５条の規定に基づき、管理業務主任者試験の実施について次のとおり公告する。

平成29年６月14日

国土交通大臣　石井　啓一

１．試験期日　平成29年12月３日（日）午後１時から午後３時まで。

２．試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県、沖縄県

３．試験実施機関　一般社団法人マンション管理業協会　〒105―0001　東京都港区虎ノ門１－13－３（虎ノ門東洋共同ビル２Ｆ）　電話番号03―3500―2720

４．出題の根拠となる法令等の範囲　出題の根拠となる法令等は、平成29年４月１日現在で施行されているものによることとする。

５．受験申込手続

①　受験申込案内書　平成29年８月１日（火）から平成29年10月２日（月）まで、一般社団法人マンション管理業協会の本部・支部、国土交通省（各地方整備局等を含む）、都道府県及び政令指定都市等において配布する。

②　受付期間　平成29年９月１日（金）から平成29年10月２日（月）まで。（当日消印有効）

③　受験申込方法　受験申込案内書に同封されている受験申込書等を②の受付期間内に案内書に記載された宛先に郵送すること。

６．受験手数料　8,900円

７．合格者発表等　平成30年１月19日（金）に一般社団法人マンション管理業協会から試験の全受験者あてに合否通知を送付するとともに、合格者については合格証書及び合格証明書を併せて送付するほか、官報で公告する。
　また、一般社団法人マンション管理業協会インターネットホームページ上において、合格者の受験番号を掲載する。併せて同ホームページ上に合格基準点及び正解を掲載する。

公　告

諸事項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第３６６４号
東京都中央区日本橋小網町３－14　茅場町Ｋ－１ビル７Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋小網町３番14号
債務者　ＧＦパートナーズ株式会社
代表者代表取締役　大岡　富政
１　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川畑　和彦
４　破産債権の届出期間　平成29年６月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月24日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６６６号
東京都世田谷区成城２丁目10番－８号
債務者　リンクス・コンサルティング株式会社
代表者代表取締役　森本　　守
１　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土屋智恵子
４　破産債権の届出期間　平成29年６月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月31日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６７４号
東京都練馬区旭丘１－30－３－202
債務者　藤ウィステリア株式会社
代表者代表取締役　伊藤　寿子
１　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂井　　愛
４　破産債権の届出期間　平成29年６月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月31日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６７８号
東京都江戸川区西瑞江４丁目12番地２　リバータウンＢ302
債務者　ペンテックス株式会社
代表者代表取締役　松下　　盛
１　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅谷　貴子
４　破産債権の届出期間　平成29年６月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月31日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６８１号
埼玉県新座市あたご３丁目９番地10号
債務者　株式会社ＦＯＯＴ
代表者代表取締役　大庭　　正
１　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅原　　郁
４　破産債権の届出期間　平成29年６月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月８日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６８４号
東京都荒川区町屋４丁目15番18号、商業登記簿上の本店所在地東京都荒川区西日暮里１丁目50番５号
債務者　株式会社エムジェイプランニング
代表者代表取締役　松井由紀夫
１　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　成之
４　破産債権の届出期間　平成29年６月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月８日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部